

令和7年度「大学の世界展開力強化事業」 ～グローバル・サウスの国々との大学間交流形成支援～ 公募事業の概要（案）

大学の世界展開力強化事業

～グローバル・サウスの国々との大学間交流形成支援～

令和7年度予算額(案) 3億円(新規)



現状課題

- 国際秩序を揺るがす危機に世界が直面する中、G7を含む同盟国・同志国に加え、豊富な天然資源や人口増加を背景として国際場裡において存在感を高めるグローバル・サウスの国々との連携の重要性が高まっている
- 現状は圧倒的に少ないこれらの国々との学生交流を促進するプログラムを構築し、産業振興やイノベーション創出に資する高度人材の育成が必要
- グローバル・サウスの国々のうち、特にインド、アフリカにおいては政治外交的対応が喫緊で求められており、これらの国々の大学との、質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施、プログラム自走化のための改革、大学全体の国際通用性ある体制の構築を一体的に行う先導的な大学を支援

事業内容

<質保証を伴う国際交流プログラム>

- 質・量の両面で、対象地域との交流を一段と活性化させるための、**学位取得を目指すもの**や、**より特色や強みを活かした戦略的なプログラム**の開発・実施
- プログラムに参加した学生の留学や学修の成果を客観的に測定する仕組みの開発・導入

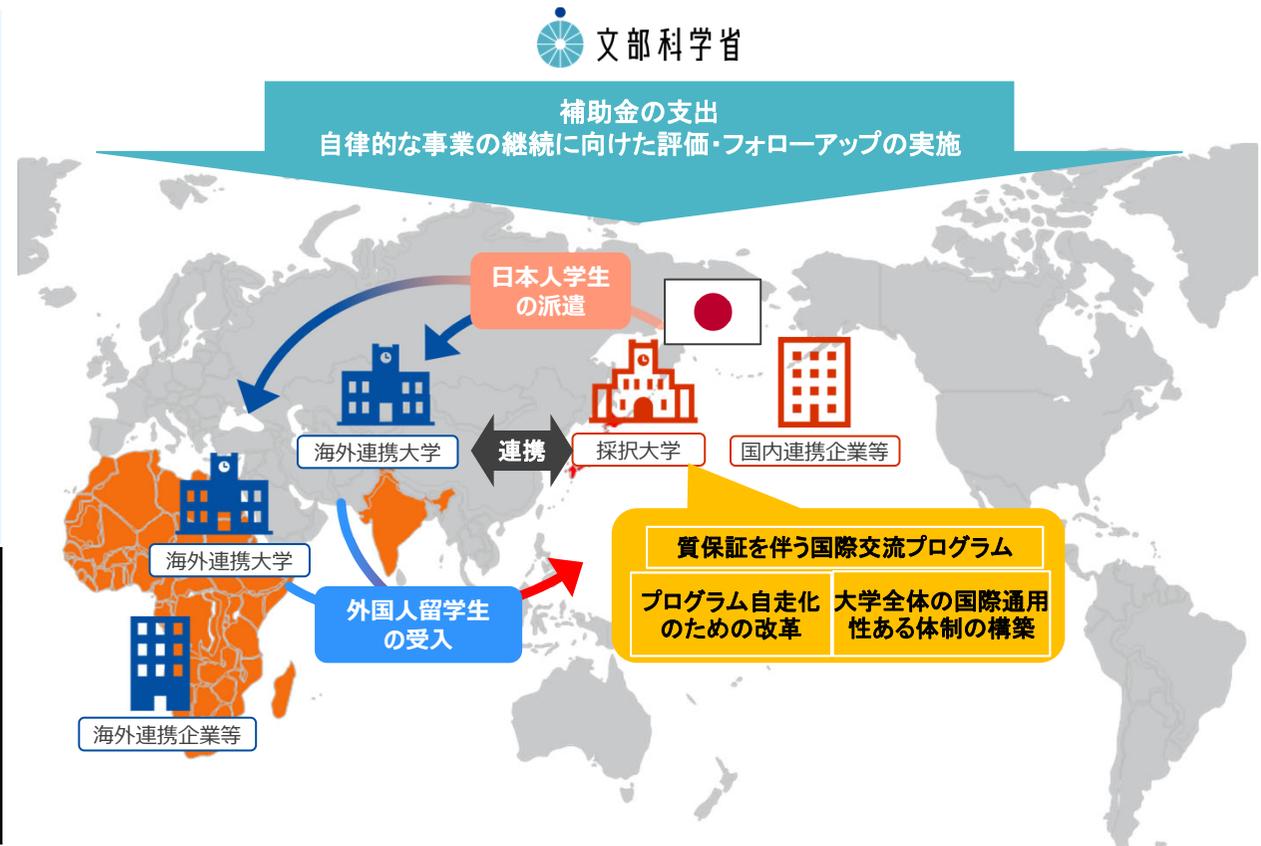
<プログラム自走化のための改革>

- **適切な受講料の設定・徴収や、学外資源の獲得等**による補助期間終了後の複数年に渡る**プログラムの自走化の計画立案**

<大学全体の国際通用性ある体制の構築>

- 学修歴のデジタル化などの**教育DXの促進**や、**実渡航に繋がるカリキュラムや学事暦の柔軟化**、安全保障貿易管理の強化を含む**大学全体の国際通用性ある体制の構築**

事業実施期間		令和7年度～令和11年度（予定）
件数 × 単価	インド	7件程度 × 約20百万円
	アフリカ	5件程度 × 約32百万円



アウトプット（活動目標）

- ✓ 質保証を伴う国際交流プログラムの構築
- ✓ プログラムに参加する日本人学生の海外留学や外国人留学生受入の機会の増加

短期アウトカム（成果目標）

- ✓ プログラムへの参加による日本人学生の海外留学数増加
- ✓ プログラムへの参加による外国人留学生の受入数増加

長期アウトカム(成果目標)

- ✓ 日本の大学全体の国際通用性の向上
- ✓ 学生の成長を実現する教育力の向上
- ✓ J-MIRAIに掲げる目標達成へ貢献（2033年までに外国人留学生40万人受入れ、日本人学生50万人海外派遣）

(担当：高等教育局参事官(国際担当))

単価、採択件数

◆ 選定件数

【タイプⅠ（インド）】 **7**件程度

【タイプⅡ（アフリカ諸国）】 **5**件程度

◆ 補助金基準額

【タイプⅠ（インド）】 **20,000**千円（初年度・年間）

【タイプⅡ（アフリカ諸国）】 **32,000**千円（初年度・年間）

ただし、代表申請大学としてタイプⅠ・Ⅱの両方に採択された場合、当該大学への補助金基準額（合計）は、以下のとおりとする。

【タイプⅠ及びタイプⅡ】 **45,000**千円（初年度・年間）

申請上限、連携相手国

◆ 申請上限

- 一つの大学は、各タイプ1件ずつ、代表申請大学としての申請・採択が可能。
- 連携大学としての申請・採択の上限は設けない。

◆ 連携相手国

【タイプⅠ（インド）】 インドの大学を主たる連携大学とするプログラム

【タイプⅡ（アフリカ諸国）】 アフリカ諸国の大学を主たる連携大学とするプログラム



申請対象の取組（タイプⅠ・Ⅱ共通）

- 公募要領の考え方・構成

- **養成する人材像**の設定を求めた上で、
- 以下の①～③をプログラムの3本柱とし、
 - ① **質保証**を伴う国際交流プログラム
 - ② 大学全体の**国際通用性ある体制**
 - ③ 自走化のための**財務改革**
- 加えて、プログラムの**横展開・波及**と、事業の**選定実績を踏まえた取組**をそれぞれ記載いただく。

- 選定実績を踏まえた取組は、

- 過去5年間に事業に選定実績がある大学
- 過去5年間に事業に選定実績のない大学

で計画調書に記載いただく内容を変える（その他の、養成する人材像、3本柱、横展開・波及は共通。）。



申請対象の取組（タイプⅠ・Ⅱ共通）

- 以下の3点を一体的に行う先導的な取組であること。
 - ① 質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施
 - ② 当該プログラムを通じた、大学全体の国際通用性ある体制の構築
 - ③ 補助事業終了後のプログラム自走化のための財務改革
- 大学間交流協定等に基づき、安定的に多様な留学生を取り込める双方向型のバランスの取れた学生交流を行うこと。
- 対象の課程は限定しないが、複数の課程にまたがることでプログラムの質の向上や参加学生の増加・成長につながるものであることがより望ましい。

（例：学士課程で幅広い学年・分野の学生を対象に短期交流を実施し、そこでの教育研究活動を活かし、修士課程で国際共同学位の取得のための中長期交流につなげるものなど）



必須となる取組 <養成する人物像の設定>

<養成する人物像の設定>

- ① プログラムで養成する人物像を、大学等の強み・特色を活かし、（各取組の内容との整合性にも留意し）具体的に設定すること。

必須となる取組 <質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施>

<質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施>

- ② 質・量の両面で、対象地域の大学等との交流を一段と活性化させるために、以下の要素全てを含むプログラムの開発・実施を行うこと。
- i. 大学や（教育研究活動を行う国内外の）地域の強み・特色をより一層活かした国際共同学位カリキュラム（ジョイント・ディグリーもしくはダブル・ディグリー）や、履修証明（サティフィケート）、マイクロクレデンシャルを構築・発行・提供するなど体系的な高い水準で確保されていること。
 - ii. より中長期の実渡航の参加人数の増加や教育効果を最大限に高めるために、短期やオンライン交流を含めるなどにより、体系的・多様性が確保されていること。
 - iii. 協働／共修活動を含むことなどにより、これらの活動に参加する学生や教職員等の交流における、双方向性・対話性が確保されていること。
 - iv. 留学後の学生に対しての十分な学修支援や、卒業・修了後を含む継続的な状況確認等を行うことで、留学の教育効果を持続・把握させる計画であること。



必須となる取組 <質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施>

- ③ **学生が安心してプログラムに参加し、科目選択ができる**ように、例えば以下の取組を含む計画であること。
- 派遣学生について、海外連携大学で取得した単位の認定を保証し、自大学の単位として適切に成績管理をできるようにすることで、**学位・履修証明書・マイクロレデンシャルなどの取得に至る過程を予め明確に**すること。
 - 受入学生について、**日本語以外の言語でも単位取得可能な科目を可能な限り提供**し、プログラムに参加する日本人学生と同じような、あるいはこれらの日本人学生と協働／共修できるような、**多様な学修機会を確保**すること。
- ④ 交流する**相互の学生の将来のキャリア形成（派遣・受入先に定着するものも含む）につながる**計画であること。例えば、国内外の地域で、連携大学に限らない、企業や研究所、NPO・NGO、国際機関等における交流（インターンシップなど）の実施や、より高い水準の言語・異文化理解のための（正課内・正課外の）科目の開講・提供を行うこと。

なお、プログラムの構築・実施にあたり、JV-Campusにコンテンツを提供する、もしくは他大学から提供されるコンテンツを有効活用するなど、JV-Campusを積極的に活用することを推奨する。



必須となる取組 <大学全体の国際通用性ある体制の構築>

<大学全体の国際通用性ある体制の構築>

特定の部局等や教職員にとどまらず、全学的な協力・責任の下でプログラムを構築・実施すること。特に、大学全体の国際通用性向上を目的として、プログラムの構築・実施を通じ、全学的に以下の点に対応すること。

- ⑤ 留学モビリティのための支援体制を構築すること。
- ⑥ 外国籍を有する、あるいは外国の大学で学位を取得したなどの多様な専任教職員を積極的に採用する/参加させること。
- ⑦ 学修歴証明のデジタル化や、マイクロレデンシャルなどの発行・活用を図ること。
- ⑧ プログラムへの参加により得られた学修成果を可視化し、更なるプログラムの高度化につなげるための調査・測定方法を検討するとともに、将来的なプログラム外での活用も視野に入れる計画であること。
- ⑨ 「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」等を参照し、留学生の受入れ等における安全保障貿易管理体制の強化のための取組を実施すること。

（例：安全保障貿易管理に関するFD/SD、他大学との事例共有等）

なお、⑦の実施に際して、JV-Campusを積極的に活用することを推奨する。

必須となる取組 <プログラム自走化のための戦略的経営マネジメント改革>

<プログラム自走化のための戦略的経営マネジメント改革>

- ⑩ 補助事業期間終了後のプログラムの自走化や留学モビリティの拡大に資するため、以下のような経営マネジメント改革を行うこと。計画調書には、できるだけ具体的な方策、支援先、金額、時期等が明記されていることが望ましい。
- 国内外の企業・団体等からの寄附や教育研究経費、人員派遣等の受入れ、学内経費の適切な（再）配分等によるプログラムの運営経費及び参加学生への奨学金等の充実を図ること。
 - プログラムの自走化や留学モビリティの拡大には、相応の負担が生じることを踏まえ、留学生へのきめ細やかな支援を持続的・安定的に行う観点からも、関係する国内外連携大学や学生等からの適正な対価の徴収を図ること。



必須となる取組 <プログラムの横展開・波及等>

<プログラムの横展開・波及等>

- ⑪ 選定校連絡会等を活用した事業の横展開・波及のために、以下のような取組を実施する計画であること。
 - 教育科目/コンテンツ（対面・オンライン両方を含む）の開発・実施及び他大学への共有
 - 選定校以外を含む他大学を対象としたFD/SDの実施
 - 広く社会に成果を還元するためのシンポジウム 等
- ⑫ インドないしアフリカ諸国との交流を飛躍させるため、「日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業」において設置されている、対象国・地域の現地プラットフォームと連携し、効果的・効率的な事業推進を実施する計画であること。
- ⑬ プログラムで培われる大学同士のパートナーシップを強化・拡大して、将来的にこれらの連携大学とのプログラム以外での教育研究活動の実施や、対象国・地域の他の大学との新たな連携につなげる計画であること。

なお、横展開・波及に際して、JV-Campusに提供した教育コンテンツの作成・公表等を積極的に活用することを推奨する。



必須となる取組 <選定実績を踏まえたプログラムの構築・実施>

<選定実績を踏まえたプログラムの構築・実施>

過去5年間（2020～2024年度）に大学の世界展開力強化事業に**選定実績のある大学**と**それ以外の大学**で必須となる取組を区分している。それぞれ⑭もしくは⑮に基づいて記載すること。

過去5年間に大学の世界展開力強化事業に選定実績のある大学

⑭ 過去5年間のうち申請大学が直近で選定された3プログラムまでの、**a)学内外への横展開・波及効果の実績**と、**b)得られた課題**を、それぞれ具体的に記載すること。その上で、これらの2点を踏まえた、より高度な、もしくは新規性のある取組を具体的に記載すること。

過去5年間に大学の世界展開力強化事業に選定実績のない大学

⑮ 以下A～Cのいずれか1つ以上を選択したうえで自大学の強み・特色を活かしたプログラムとなっていることを記載すること。その際、モデルプログラムを実施する大学（以下、モデル大学という）を国内連携大学とする、もしくはモデル大学の担当教職員をクロスアポイントメントやアドバイザーとして雇用・委嘱するなど、モデルとして機能し得る取組を行うこと。

- A) 他大学が実施する既存の大学の世界展開力強化事業のプログラムを「**モデルプログラム**」とし、当該モデルプログラムを参照してプログラムを構築・実施すること。
- B) 対象国・地域における既存の教育研究プラットフォームや、自大学の強み・特色ある研究活動・実績を通じて構築されている既存のネットワークなどを活かしてプログラムを構築・実施すること
- C) その他、A) 及びB) に該当しないような**特に新規性の高いプログラム**を構築・実施すること。



必須指標

- ① プログラムにおける日本人学生の派遣数（国別、交流期間、実渡航・オンライン・ハイブリット等）
- ② プログラムにおける外国人学生の受入数（国別、交流期間、実渡航・オンライン・ハイブリット等）
- ③ プログラムにおける一定の外国語力基準（外国語科目の成績や、外部検定試験のスコア等）を達成する日本人学生数
- ④ プログラムにおける運営経費（人件費含む）に占める学外資源の割合
- ⑤ プログラムにおける外国語による授業で日本人学生が取得した単位数
- ⑥ プログラムにおける留学により日本人学生が取得した単位数
- ⑦ 大学全体における実渡航による日本人学生の派遣数
- ⑧ 大学全体における実渡航による外国人学生の受入数
- ⑨ （該当者がいれば）プログラムにおける共同学位を取得した派遣・受入数
- ⑩ （該当があれば）プログラムにおけるJV-Campusに提供するコンテンツで取得可能な単位数
- ⑪ （該当者がいれば）プログラムにおけるJV-Campusに提供するコンテンツで単位を取得した学生数



期待される取組 <大学の国際通用性ある体制の構築>

<大学の国際通用性ある体制の構築>

- ① 連携先であるインドもしくはアフリカ諸国の大学との双方向の実渡航のためのカリキュラムや学事暦の柔軟化 についての具体的な方策や計画を入れること。
- ② 自走化後を含むプログラムの充実につなげることを目的として、高度な国際業務に携わる教職員を養成するための取組を実施すること。

(例：我が国の国際化を先導する大学や国際機関等との教職員交流や海外研修、単年度/一回限りでないFD/SD等)



任意指標

プログラムに関係する任意指標を必要に応じて設定すること。

特に、**自大学の国際化のための取組の進捗や達成状況を可視化・把握するアウトカム指標を設定し、プログラムにおける入力や出力の（必須/任意の）指標が、どのように当該アウトカム指標の向上につながるかのロジックモデルを構築**できることが望ましい。

申請要件（令和8年3月末までの達成が必要）

（教育改革関係）

i) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。

ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。

iii) CAP制の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（CAP制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること）。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。

iv) 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が実施されていること（各年度中に教育を担当する全基幹教員（※）の4分の3以上が参加していること）。

※従前の専任教員制度を適用する大学等においては専任教員をいう。

v) 成績評価において、GPA制度などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。

vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する「第4試験期日等」や募集人員の適切な設定（学校推薦型選抜における募集人員の割合の設定、2以上の募集区分により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの募集区分ごとにその評価・判定の方法や区分を設ける理由を示した上で募集人員等の記述等）を遵守していること。ただし、高等専門学校を除く。



申請要件（令和8年3月末までの達成が必要）

（設置関係）

vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「指摘事項（是正）」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

（その他）

viii) 申請時点で他の再推費事業に既に採択されている大学等において、申請要件を確実に達成していること。

【申請要件の追加について(予告)】

令和8年度以降の全国学生調査(本格実施)においては、中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～」(令和7年2月)を踏まえ、再推費に係る申請・採択等において、本調査への参加や結果公表を加点要素ないし要件とすることを検討しています。ただし、通信教育や大学院の課程のみを置く大学、高等専門学校を除く。



審査・評価等について

<審査>

- 本事業にふさわしいプログラム内容や実施体制を有していることを前提に、**過去5年間（2020～2024年度）に大学の世界展開力強化事業に採択実績のない大学の参加を促す**観点も踏まえた審査を実施。
※当該観点については、必須となる取組<新規性のある取組の実施>参照
- 選定結果の通知は9月頃に行う予定。

<評価>

- プログラム委員会による毎年度（中間評価実施年度は除く。）のフォローアップ活動と中間評価、事後評価を実施予定。
- **事業終了後もプログラムの自走化状況について、必要に応じて、文部科学省から各大学に対して情報提供を求める**ことがある。
- プログラムのPDCAが機能するよう、**適切な外部評価の仕組みの構築**及び**プログラム参加学生に対するアンケートや追跡調査**等の実施についても評価する予定。



成果の発信・普及について

- プログラムによる成果は、以下のような取組により、積極的に公表すること。

- ① 一般国民を対象とした**成果発表会**の開催
- ② 大学等のウェブサイトへの**プログラム専用サイト**の開設
- ③ 「**大学の国際化促進フォーラム**」への入会と、オンラインコンテンツの作成・発信のための「**JV-Campus**」の活用

※プログラムの中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待する。

※本事業の採択大学以外の大学に対しても実施状況を共有し、成果やノウハウの横展開に努めること。

- 以下について、各大学における取組を他大学に公表すること。

- ① プログラム参加学生の**意識や行動の変化**
- ② プログラム参加学生の在学中及び卒業・修了後の**留学や就職状況等**
- ③ その他、更なるプログラムの高度化を目指し、プログラムへの参加により得られた学修成果を可視化するための、**学修成果の**

調査・測定方法

【学修成果の調査・測定方法の共通化に向けた取組】

学修成果の調査・測定方法については、各大学における取組を踏まえ、選定校連絡会等を通じて、選定された大学等で共通した方法・計画を検討することを求める予定。



【3月11日時点 暫定版】

令和7年度 大学教育再生戦略推進費
「大学の世界展開力強化事業」公募要領
～グローバル・サウスの国々との大学間交流形成支援～

INTER-UNIVERSITY EXCHANGE PROJECT
APPLICATION GUIDELINES FOR FY2025

Promoting Inter-University Exchanges
with Universities in India and Africa

令和7年3月

文部科学省

目 次

1. 背景・目的	1	3) 成果の発信・普及	15
2. プログラムについて	2	7. 申請書等の提出	15
(1) 申請対象	2	(1) 提出方法	15
(2) 選定件数	8	(2) 留意事項	16
(3) 補助期間	8	8. 補助金の交付等	16
(4) プログラムの規模	8	(1) 補助金の交付	16
3. 申請資格・要件等	9	(2) 補助金の執行に関する留意事項 ..	17
(1) 申請者等	9	(3) 補助金における不正等への対応 ..	18
(2) 申請可能件数	9	9. その他	18
(3) 申請資格	9	(1) 学生等の安全確保	18
(4) 申請要件	11	(2) 安全保障貿易管理について	19
4. 申請書の作成	12	(3) 研究インテグリティの確保	19
(1) 申請書等	12	(4) プログラム情報の公表等	20
(2) 資金計画	12	(5) その他	20
(3) その他	13	10. 問合せ先等	20
5. 選定方法等	13	(1) 問合せ先	20
(1) 審査手順	13	(2) スケジュール	21
(2) プログラム委員会による意見	14	(別添1：事業一覧)	22
6. プログラムの実施と評価等	14	(別添2：申請制限対象事業)	23
(1) 実施体制	14	(別添3：経費の使途可能範囲)	24
(2) 評価等	14		

令和7年度 大学教育再生戦略推進費¹
「大学の世界展開力強化事業」公募要領
-グローバル・サウスの国々との大学間交流形成支援-

1. 背景・目的

令和7年8月、我が国は戦後80年を迎える。この間、我が国は戦争の惨禍を二度と繰り返さないように、国民一丸となって平和国家への道を歩んできた。今日まで、我が国は主要先進国の一つとして、高い経済力・文化力、そして教育力を持つ国として、国際社会からの信頼を得られるまでに復興・発展してきた。

一方で、現在の国際社会では、分断と対立が扇動され、それらの顕在化・具体化が躊躇なく行われてしまっている。その典型が、ロシアによるウクライナ侵略であり、イスラエルとパレスチナを巡る問題ではないだろうか。

このような深刻化する戦争や紛争、地球規模課題に対応するには、従来のような一部の先進国や大国が主導するもののみならず、近年台頭が著しいグローバル・サウス諸国と呼ばれる新興国・途上国の協力が不可欠である。

このような背景に鑑みて、令和7年度「大学の世界展開力強化事業」では、我が国の外交の基本的考えである「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)の重要パートナー国であり、グローバル・サウスの中心であるインドと、本年、横浜で開催される「アフリカ開発会議」(TICAD9)のパートナーであるアフリカ諸国を対象に事業を公募・開始する。

インドやアフリカ諸国は、高等教育の分野においても、我が国にとって重要なパートナーとなりうる多くの潜在力を有している。これらの国・地域との質保証を伴う先導的な国際交流プログラムの構築・実施を通じて、戦後80年を迎える我が国と我が国の大学が、これからもその教育研究力を活かして、国際平和に貢献・寄与していくこと期待する。

¹ 「大学教育再生戦略推進費」(以下「再推費」という。)とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

2. プログラム²について

(1) 申請対象

以下の取組を実施するプログラムを対象とします。

【タイプⅠ・Ⅱ共通】

①質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施、②当該プログラムを通じた、大学全体の国際通用性ある体制の構築、③補助事業終了後のプログラム自走化のための財務改革を、それぞれ一体的に行う先導的なプログラムであることとします。プログラムは、学生交流に関する大学間交流協定等に基づき、安定性・多様性・双方向性を備えたものとしてください。対象の課程は限定しませんが、複数の課程にまたがることでプログラムの質の向上や参加学生の増加・成長につながるもの（例えば、学士課程で幅広い学年・分野の学生を対象に短期交流を実施し、そこでの教育研究活動を活かし、修士課程で国際共同学位の取得のための中長期交流につなげるものなど）であることがより望ましいと考えます。

【タイプⅠ（インド）】

インドの大学を主たる連携大学とするプログラムとします。

【タイプⅡ（アフリカ諸国）】

アフリカ諸国の大学を主たる連携大学とするプログラムとします。

タイプⅠ・Ⅱともに、プログラムの計画は、以下の内容を踏まえたものとしてください。なお、プログラムの実施により大学の国際化がどのように変化・成長するのかをできるだけ具体的に記載してください。

必須となる取組

国内の大学³と連携して申請する場合は、その国内連携大学が、プログラムの構築・実施・成果の創出に欠かせない役割を担っていることがわかるように記載してください。

<養成する人物像の設定>

- ① プログラムで養成する人物像を、大学の強み・特色を活かし、（各取組の内容との整合性にも留意し）具体的に設定すること。

<質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施>

- ② 質・量の両面で、対象国・地域の大学等との交流を一段と活性化させるために、以下の i～iv の内容全てを含むものとする。i 大学や（教育研究活動を行う国内外の）地域の強み・特色をより一層活か

した国際共同学位カリキュラム（ジョイント・ディグリーもしくはダブル・ディグリー）や、履修証明（サティフィケート）、マイクロレデンシャルを構築・発行・提供するなど体系性が高い水準で確保されていること。

- ii より中長期の実渡航の参加人数の増加や教育効果を最大限に高めるために、短期やオンライン交流を含めるなどにより、体系性・多様性が確保されていること。
- iii 協働／共修活動を含むことなどにより、これらの活動に参加する学生や教職員等の交流における、双方向性・対話性が確保されていること。
- iv 留学後の学生に対しての十分な学修支援や、卒業・修了後を含む継続的な状況確認等を行うことで、留学の教育効果を持続・把握させる計画であること。

③ 学生が安心してプログラムに参加し、科目選択ができるように、例えば以下の取組を含む計画であること。

- ・ 派遣学生について、海外連携大学で取得した単位の認定を保証し、自大学の単位として適切に成績管理をできるようにすることで、学位・履修証明書・マイクロレデンシャルなどの取得に至る過程を予め明確にすること。
- ・ 受入学生について、日本語以外の言語でも単位取得可能な科目を可能な限り提供し、プログラムに参加する日本人学生と同じような、あるいはこれらの日本人学生と協働／共修できるような、多様な学修機会を確保すること。

④ 交流する相互の学生の将来のキャリア形成（派遣・受入先に定着するものも含む）につながる計画であること。例えば、国内外の地域で、連携大学に限らない、企業や研究所、NPO・NGO、国際機関等における交流（インターンシップなど）の実施や、より高い水準の言語・異文化理解のための（正課内・正課外の）科目の開講・提供を行うこと。

なお、プログラムの構築・実施にあたり、JV-Campus に教育コンテンツを提供する、もしくは他大学から提供される教育コンテンツを有効活用するなど、JV-Campus を積極的に活用することを推奨する。

² ここでのプログラムとは個別提案のことをいい、補助事業総体を事業という。

³ 3（1）①に記載のとおり。

＜大学全体の国際通用性ある体制の構築＞

特定の部局等や教職員にとどまらず、全学的な協力・責任の下でプログラムを構築・実施すること。特に、大学全体の国際通用性向上を目的として、プログラムの構築・実施を通じ、全学的に以下の点に対応すること。

- ⑤ 留学モビリティ⁴のための支援体制を構築すること。
- ⑥ 外国籍を有する、あるいは外国の大学で学位を取得したなどの多様な専任教職員を積極的に採用する/参加させること。
- ⑦ 学修歴証明のデジタル化や、マイクロレデンシャルなどの発行・活用を図ること。
- ⑧ プログラムへの参加により得られた学修成果を可視化し、更なるプログラムの高度化につなげるための調査・測定方法を検討するとともに、将来的なプログラム外での活用も視野に入れる計画であること。
- ⑨ 「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」⁵等を参照し、留学生の受入れ等における安全保障貿易管理体制の強化のための取組を実施すること。（例：安全保障貿易管理に関する FD/SD、他大学との事例共有等）

なお、⑦に際して、JV-Campus を積極的に活用することを推奨する。

＜プログラム自走化のための戦略的経営マネジメント改革＞

- ⑩ 補助事業期間終了後のプログラムの自走化や留学モビリティの拡大に資するため、以下のような経営マネジメント改革を行うこと。計画調書には、できるだけ具体的な方策、支援先、金額、時期等が明記されていることが望ましい。
 - ・ 国内外の企業・団体等からの寄附や教育研究経費、人員派遣等の受入れ、学内経費の適切な（再）配分等によるプログラムの運営経費及び参加学生への奨学金等の充実を図ること。
 - ・ プログラムの自走化や留学モビリティの拡大には、相応の負担が生じることを踏まえ、留学生へのきめ細やかな支援を持続的・安定的に行う観点からも、関係する国内外連携大学や学生等からの適正な対価の徴収を図ること。

⁴ 学生の「派遣や受入れ」「往来」を意味する。「student mobility」という形で OECD 等でも一般的に使用されている（「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（2025年2月）、中央教育審議会）。

⁵ [安全保障貿易管理**Export Control*大学・研究機関](#)

＜プログラムの横展開・波及等＞

- ⑪ 選定校連絡会⁶等を活用した事業の横展開・波及のための取組（教育科目/コンテンツ（対面・オンライン両方を含む）の開発・実施及び他大学への共有、選定校以外を含む他大学を対象としたFD/SDの実施、広く社会に成果を還元するためのシンポジウムなど）を実施する計画であること。
- ⑫ インドないしアフリカ諸国との交流を飛躍させるため、「日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業」⁷において設置されている、対象国・地域の現地プラットフォームと連携し、効果的・効率的な事業を推進する計画であること。
- ⑬ プログラムで培われる国内外の連携大学のパートナーシップを強化・拡大して、将来的にこれらの連携大学とのプログラム以外での教育研究活動の実施や、対象国・地域の他の大学との新たな連携につなげる計画であること。

なお、横展開・波及に際して、JV-Campus に提供した教育コンテンツの作成・公表等を積極的に活用することを推奨する。

＜選定実績を踏まえたプログラムの構築・実施＞

以下については、過去5年間（2020～2024年度）に大学の世界展開力強化事業に選定実績のある大学とそれ以外の大学で必須となる取組を区分している。それぞれ⑭もしくは⑮に基づいて記載すること。

過去5年間に大学の世界展開力強化事業に選定実績のある大学

- ⑭ 過去5年間のうち申請大学が直近で選定された3プログラム⁸までの、a)学内外への横展開・波及効果の実績と、b)得られた課題を、それぞれ具体的に記載すること。その上で、これらの2点を踏まえた、より高度な、もしくは新規性のあるプログラムとなっていることを具体的に記載すること。

過去5年間に大学の世界展開力強化事業に選定実績のない大学

- ⑮ 以下A～Cのいずれか1つ以上を選択した上で、自大学の強み・特色を活か

⁶ 9（4）に記載のとおり。

⁷ 在外公館や企業等との連携を強化し、留学フェアや学校訪問等を行い、学生の早期からのリクルートや帰国後のフォローアップまでを一体的に促進する事業。インドを含む南西アジア地域は東京大学、アフリカ（サブサハラ）地域は秋田大学が採択されている。[日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業：文部科学省](#)

⁸ 例えば、2020年度、2021年度、2023年度、2024年度の4事業に選定されている場合、2021年度、2023年度、2024年度の3プログラム、2018年度、2020年度、2024年度の3事業に選定されている場合、2020年度、2024年度の2プログラムがそれぞれ該当する。

したプログラムとなっていることを記載すること。

- A) 他大学が実施する既存の大学の世界展開力強化事業のプログラムを「モデルプログラム」とし、当該モデルプログラムを参照してプログラムを構築・実施すること（計画調書には、当該モデルプログラムを参照するに至った理由も併記すること）。その際、モデルプログラムを実施する大学（以下、モデル大学という）を国内連携大学とする、もしくはモデル大学の担当教職員をクロスアポイントメントやアドバイザーとして雇用・委嘱するなど、モデルとして機能し得る取組を行うこと。
- B) 対象国・地域における既存の教育研究プラットフォーム⁹や、自大学の強み・特色ある研究活動・実績を通じて構築されている既存のネットワークなどを活かしてプログラムを構築・実施すること（計画調書には、活用したプラットフォームやネットワークの具体的な内容・実績について併記すること）。
- C) その他、A) 及び B) に該当しないような特に新規性の高いプログラムを構築・実施すること（大学の世界展開力強化事業以外の国内外の質保証を伴った取組を参照している場合、その内容を踏まえた新規性の高いものであることを具体的に記載すること）。

必須指標の設定

事業計画の策定に当たっては、定量的な数値目標や、実施・達成時期を必ず設定してください。その際、以下に記載する必須指標を設定してください。

- ① プログラムにおける日本人学生の派遣数（派遣国、交流期間、実渡航・オンライン・ハイブリットなど別に記載）（※1、2）
- ② プログラムにおける外国人学生の受入数（出身国、交流期間、実渡航・オンライン・ハイブリットなど別に記載）（※1、2）
- ③ プログラムにおいて設定した外国語力基準（外国語科目の成績や、外部検定試験のスコアなど）を達成する日本人学生数
- ④ プログラムにおける運営経費（人件費含む）に占める学外資源（※3）の割合
- ⑤ プログラムにおける外国語による授業で日本人学生が取得した単位数
- ⑥ プログラムにおける留学により日本人学生が取得した単位数
- ⑦ 大学全体における実渡航による日本人学生の派遣数

⁹ 「日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業」において設置されている対象地域の現地プラットフォームや、その他、対象地域に存在する既存の国際交流基盤/枠組みのこと。

- ⑧ 大学全体における実渡航による外国人学生の受入数
- ⑨ (該当者がいれば) プログラムにおける共同学位を取得した派遣・受入数
- ⑩ (該当があれば) プログラムにおける JV-Campus に提供するコンテンツで取得可能な単位数
- ⑪ (該当者がいれば) プログラムにおける JV-Campus に提供するコンテンツで単位を取得した学生数

※1 学生の派遣・受入数として「実際に渡航する学生」「自国にてプログラムの科目をオンラインで受講する学生」「実渡航とオンライン受講の両方を行う学生」の数をそれぞれ設定してください。

※2 日本人学生の派遣数と外国人学生の受入数が同数程度となるような計画を設定してください。

※3 学外資源とは、寄付金等、財源が外部資金であることが特定可能なものとします。また、現金換算が可能な資源についても、必要に応じて学外資源として計上することを可能としますが、計上の必要性や考え方を説明できるものに限ります。

期待される取組 (加点事項)

以下に合致する計画については、審査時に加点されます。

<大学の国際通用性ある体制の構築>

- ① 連携先であるインドもしくはアフリカ諸国の大学との双方向の実渡航のためのカリキュラムや学事暦の柔軟化についての具体的な方策や計画を入れること。
- ② 自走化後を含むプログラムの充実につなげることを目的として、高度な国際業務に携わる教職員を養成するための取組 (我が国の国際化を先導する大学や国際機関等との教職員交流や海外研修、単年度/一回限りでない FD/SD など) を実施すること。

任意指標の設定 (加点事項)

プログラムに関係する任意指標を必要に応じて設定してください。

特に、自大学の国際化のための取組の進捗や達成状況を可視化・把握するアウトカム指標を設定し、プログラムにおけるインプットやアウトプットの (必須/任意の) 指標が、どのように当該アウトカム指標の向上につながるかのロジックモデ

ルを構築できることが望ましいです。

(2) 選定件数

タイプⅠ（インド）は7件程度、タイプⅡ（アフリカ諸国）は5件程度。ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

(3) 補助期間

最大5年間。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではなく、毎年度の評価等結果にもよります。

(4) プログラムの規模

補助金基準額 : 【タイプⅠ（インド）】 20,000千円(初年度・年間)
【タイプⅡ（アフリカ諸国）】 32,000千円(初年度・年間)

ただし、代表申請大学としてタイプⅠとタイプⅡの両方に採択された場合、当該大学への補助金基準額（合計）は、以下のとおりとします。

【タイプⅠ及びタイプⅡ】 45,000千円(初年度・年間)

- ① プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ 2(1) **必須となる取組**＜事業の横展開・波及等＞⑪に記載されている内容や評価結果も踏まえて、選定校連絡会の幹事校を、文科省も交えて選定校間で決定していただく予定です。幹事校として行う取組に必要な経費は別途、幹事校に補助金として配分予定です。
- ④ プログラムの総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己負担となります。
- ⑤ 次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ⑥ 補助期間終了後の継続的なプログラム実施を図る観点から、プログラムにおける補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明

確にしてください。また、各年度の補助金額は、補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、プログラムの内容等を総合的に勘案して毎年度決定します。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

① 対象機関

国公立大学¹⁰を対象とします。なお、連携してプログラムを行う機関としては、短期大学、高等専門学校も対象に含むものとします。

② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、事業への申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。複数大学が参加して実施するプログラム（以下、「連携プログラム」という。）の場合は、主となる1つの機関が代表校として申請することとします。

③ 申請単位

申請は、大学（大学院、短期大学、高等専門学校を含む。以下「大学」という。）を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程で申請することはできません。

④ 事業責任者

プログラムの実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

(2) 申請可能件数

一つの大学が申請できる件数は、代表申請大学として、各タイプ1件ずつの申請を可能とし、両タイプへの選定も可能とします。また、連携大学としての申請・選定の上限は設けませんので、代表申請大学と国内連携大学の両方での選定の可能性もあります。その場合、当該大学への補助金基準額（合計）は2（4）に記載のとおりとなりますので、ご注意ください。

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、事業に申請できません。代表校のみならず、連携プログラムを実施する他の大学も対象となります。

(組織運営関係)

i) 学生募集停止中の大学

¹⁰ 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。）。

- ii) 学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の令和 7 年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の收容定員充足率を満たしていない大学

区分	学士課程 (全学部)	短期大学 (全学科)	高等専門学校 (全学科)
收容定員 充足率	70%	70%	70%

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- v) 再推費における事業のうち令和 6 年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業は別添 2 のとおり。）
- vi) 再推費における事業のうち令和 6 年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業は別添 2 のとおり。）

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている大学
- viii) 大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）第 2 条第 1 号若しくは第 2 号のいずれかに該当する者が設置する大学
- ix) 全学の收容定員充足率（設置する学部の在籍者数の和／設置する学部の收容定員の和（短期大学、高等専門学校の場合は学科））が、下記の表 1 に掲げる令和 7 年度の收容定員充足率の基準を満たしていない大学（表 1 における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）
- x) 設置する学部（短期大学、高等専門学校の場合は学科）のうち、下記の表 1 に掲げる令和 7 年度の收容定員充足率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学

(表 1)

区分	大学			短期 大学	高等 専門 学校
	-	4,000 人以上	4,000 人 未満		
大学規模 (收容定員)	-	4,000 人以上	4,000 人 未満		

学部規模 (入学定員)	-	300人 以上	100人 以上 300人 未満	100人 未満			
令和7年度 収容定員 充足率	0.5を 上回る	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満※	1.15倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満

※大学規模(収容定員)が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。

(4) 申請要件

事業への申請を希望する大学は、以下に掲げる内容を、全学(※)において、令和8年3月までに確実に達成することが申請の要件となります。※iについては専攻科、別科、研究所、センター等を、ii～viについては大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く。

なお、申請の要件は申請時においても達成状況を確認するほか、上記の時期に達成していないことが確認された場合は、以降の補助金を打ち切るとともに大学名を公表します。

(教育改革関係)

- i) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- ii) 全授業科目において授業計画(シラバス)が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- iii) CAP制¹¹の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること(CAP制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること)。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。
- iv) 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント(FD)が実施されていること(各年度中に教育を担当する全基幹教員(※)の4分の3以上が参加していること)。

※従前の専任教員制度を適用する大学等においては専任教員をいう。

¹¹ 単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

- v) 成績評価において、GPA 制度¹²などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。
- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する「第4試験期日等」や募集人員の適切な設定（学校推薦型選抜における募集人員の割合の設定、2以上の募集区分により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの募集区分ごとにその評価・判定の方法や区分を設ける理由を示した上で募集人員等の記述等）を遵守していること。ただし、高等専門学校を除く。

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「指摘事項(是正)」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

(その他)

- viii) 申請時点で他の再推費事業に既に採択されている大学等において、申請要件を確実に達成していること。

【申請要件の追加について(予告)】

令和8年度以降の全国学生調査(本格実施)においては、中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～」(令和7年2月)を踏まえ、再推費に係る申請・採択等において、本調査への参加や結果公表を加点要素ないし要件とすることを検討しています。ただし、通信教育や大学院の課程のみを置く大学、高等専門学校を除く。

4. 申請書の作成

(1) 申請書等

『令和7年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」申請書等の作成・提出について』に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

(2) 資金計画

- ① 再掲となりますが、プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。プログラムの審査に

¹² Grade Point Average。授業科目ごとの成績をグレード・ポイント (GP) で評価し、その平均を算出して評価を行う制度。

当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。

- ② 補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、プログラムにおける補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくかを明確にしてください。
- ③ 選定されたプログラムが、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、人材育成連携拠点形成費等補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本事業の取組として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

(3) その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、プログラムにおける取組を、養成する人材像等に基づくアウトプット及びアウトカムに関する指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。また、プログラムによる取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育の改革と質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

5. 選定方法等

(1) 審査手順

- プログラムの選定のための審査は、独立行政法人日本学術振興会の「大学の世界展開力強化事業プログラム委員会（以下「プログラム委員会」という。）」において行います。
- 審査は、提出された申請書等に対する「書面審査」と、「面接審査」の二段階で行います。プログラム委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となったプログラムを文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定プログラムを決定します。具体的な審査方法等については、『令和7年度「大学の世界展開力強化事業」審査要項』を参照してください。
- なお、本年度の審査に係る面接審査は8月頃に行う予定です。面接対象となった大学には、プログラム委員会よりその旨を連絡します。事業責任者等においては、申請書等の内容について責任を持って対応できるようにしておいてくだ

さい。

- 本事業にふさわしいプログラム内容や実施体制を有していることを前提に、2
(1) **必須となる取組**＜選定実績を踏まえたプログラムの構築・実施＞のとおり、過去5年間（2020～2024年度）における大学の世界展開力強化事業への選定実績の有無を考慮した踏まえた審査を行います。選定結果の通知は9月頃に行う予定です。

(2) プログラム委員会による意見

プログラムの選定に当たっては、プログラム委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

6. プログラムの実施と評価等

(1) 実施体制

- ① プログラムは、全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長はプログラム全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。
- ② プログラムの実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築や、プログラム参加学生に対するアンケートを実施するなど、適切な体制を整備してください。

(2) 評価等

- ① プログラムについては、プログラム委員会による毎年度（中間評価実施年度は除く。）のフォローアップ活動と中間評価、事後評価を実施する予定です。
- ② 中間評価は補助期間開始から3年目の令和9年度に、事後評価は補助期間終了後の令和12年度に、それぞれ実施する予定です。
- ③ フォローアップ活動及び中間評価の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがあります。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、プログラムの中止も含めた計画の見直しを求めます。
- ④ フォローアップ活動及び中間評価においては、プログラム委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。5. (2) に掲げた選定審査時の留意

事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、中間評価、事後評価の対象となります。また、事業終了後もプログラムの自走化状況等について、必要に応じて、文部科学省から各大学に対して情報提供を求めることがあります。

- ⑤ プログラムの PDCA が機能するよう、適切な外部評価の仕組みの構築及びプログラム参加学生に対するアンケートや追跡調査等の実施についても評価する予定です。
- ⑤ 中間評価及び事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たな事業の申請資格や選定審査に影響することがあります。

3) 成果の発信・普及

プログラムによる成果は、国民・社会に対しての説明責任や、取組の他大学への普及を図る観点から、

- ① 一般国民を対象とした成果発表会の開催
- ② 大学等のウェブサイトへのプログラム専用サイトの開設
- ③ 「大学の国際化促進フォーラム」への入会と、オンラインコンテンツの作成・発信のための「JV-Campus」の活用

などにより積極的に公表してください。プログラムの中段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。本事業の選定大学以外の大学に対しても実施状況を共有し、成果やノウハウの横展開に努めていただくようお願いします。

また、

- ① プログラム参加学生の意識や行動の変化
- ② プログラム参加学生の在学中及び卒業・修了後の留学や就職状況
- ③ その他、更なるプログラムの高度化を目指し、プログラムへの参加により得られた学修成果を可視化するための、学修成果の調査・測定方法について、各大学における取組を他大学に公表してください。

【学修成果の調査・測定方法の共通化に向けた取組】

学修成果の調査・測定方法については、各大学における取組を踏まえ、選定校連絡会等を通じて、選定された大学等で共通した方法・計画を検討していただくことも予定しています。

7. 申請書等の提出

(1) 提出方法

令和7年5月〇日（〇）午前9時から令和7年5月〇日（〇）午後5時までに、代

表申請大学からプログラム委員会事務局に対してメールを送信し、計画調書及び文部科学大臣あて文書提出先となるオンラインストレージサービス Proself の URL を取得したうえで、「令和7年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」申請書等の作成・提出について」に定められた申請書等を、令和7年5月〇日（〇）午前9時から5月〇日（〇）午後5時までに独立行政法人日本学術振興会が指定する方法により提出してください。期日前の送信提出や郵送、持込は認めません。

（2）留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費の事業への参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管してください。
- ④ 選定されたプログラムについては、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ⑤ プログラムの計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、個人情報保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ウェブサイト (https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm) を参照してください。
- ⑥ 申請に関する問い合わせ等については、公募説明会時に受けた質問とあわせ、ウェブサイト等を通じて周知します。なお、公募及び審査期間中は、個別大学の構想に係る質問・相談等（手続き等にかかる質問等は除く）は受け付けることができません。

8. 補助金の交付等

（1）補助金の交付

- ① 選定されたプログラムにおいて、補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、国際化拠点整備事業費補助金（大学の世界展開力強化事業）により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。本事業において使用できる経費の種類は、原則として別添3に示すものとします。
- ② 本事業の選定大学には、別途、独立行政法人日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣型、協定受入型）による奨学金が重点政策枠と

して措置される予定です。対象人数は選定後に必要数を調査の上、予算の範囲内で決定します。資格要件等は一般枠と同様です。令和7年度分の希望数については、公募申請時に別添〇にてご提出ください。

- ② 毎年度、「国際化拠点整備事業費補助金交付要綱」（平成21年4月1日文科科学大臣決定）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、プログラムの進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、プログラム実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

（2）補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大5年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存してください）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

- ③ プログラムが選定され補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることがあります。申請時においても、遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認するようにしてください。

④ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付要綱及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成 26 年 4 月 1 日高等教育局長決定）に基づき、以下の措置を講じます。

① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表します。

④ 新たに公募する事業の選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する再推費事業のプログラムを選定する際に参考として活用します。

9. その他

(1) 学生等の安全確保

プログラム選定後、事業の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮し、当該学生等から定期的な状況報告を受けるなど、随時状況確認ができるような体制を確保してください。学生が海外に渡航・滞在する場合は、文部科学省「[大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン](#)」を確認し、学生への意識啓発及び危機管理体制の整備を行ってください。

特に、在留届（旅券法第 16 条により、外国に住所又は居所を定めて 3 か月以上滞在する場合は提出が義務付けられているもの）の提出及び外務省海外旅行登録「[たびレジ](#)」（海外での滞在期間が 3 か月未満の場合はこちらのみ）への登録により、緊急情報の提供を受けることができるので、派遣学生に対して、必ずこれらの登録の必要性及び手続き等を十分に周知してください。

また、昨今の海外情勢を踏まえ、プログラム申請時から外務省海外安全ウェブサイト等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。派遣期間中に派遣・訪問予定先国（地域）もしくは近隣地域の危険度が引き上げられた場合

は、至急、学生等の危険地域からの移動や派遣の中止等、必要な措置をとってください。

(2) 安全保障貿易管理について

近年、安全保障に関連する機微技術の流出の懸念が増大する中、大学が国際的な人的交流や外国との共同研究等の国際化を一層進展するためには、法律で遵守が義務づけられている「輸出者等遵守基準」を遵守し、機微技術を一層適切に管理していくことが必要です。

安全保障貿易管理は、大学のコンプライアンス（法令遵守）の一部であり、法令に違反すればその大学も罰せられる可能性があることに留意しなければなりません。また、国際的な人的交流や共同研究等を行う際には、輸出管理の体制を整えていない場合、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。

特に、本事業への申請に当たり、留学生や外国人研究者等の参画、外国出張、国際学会への出席等が見込まれる場合には、学内の安全保障貿易管理体制が整備されていることを改めてご確認くださいようお願いします。

また、入国後6か月経過又は国内の事務所に勤務する研究者や留学生は外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）における居住者となりますが、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてご留意願います。

(3) 研究インテグリティの確保

大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、各機関の規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて、申請時に各機関に照会を行うことがありますのでご承知おきください。

(参考)「大学及び公的研究機関における研究インテグリティの確保について（依頼）」(令和3年4月27日付け3文科科第70号)

https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_kagkoku-000019002_3.pdf

(4) プログラム情報の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された大学については、プログラムの概要等についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等の際、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。また、選定大学間の連携体制を構築するための連絡会を設置する予定です。

選定された大学は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学におけるグローバル化を先導する大学として情報発信に取り組んでいただくこととします。

(5) その他

本事業の公募は、令和7年度予算の成立を前提としているため、成立しなければ失効することとなります。

10. 問合せ先等

(1) 問合せ先

【公募要領及び事業内容、その他の問合せ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）

（大学の世界展開力強化事業担当）

電話：03-5253-4111（内線3355）

ウェブサイト：

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/sekaitenkai/index.htm

【計画調書及び審査・評価に関する問合せ先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部大学連携課

大学の世界展開力強化事業プログラム委員会事務局

電話：03-3263-1740

ウェブサイト：

<https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/index.html>

（上記サイトから、提出調書の様式のダウンロードが可能です。）

(2) スケジュール

公募説明会	令和7年 月 日 ()
事前登録期間	令和7年 月 日 () ~ 月 日 ()
公募締切	令和7年 月 日 () ~ 月 日 ()
面接審査	令和7年8月頃
選定結果通知	令和7年9月頃
交付内定	令和7年9月中 (予定)
(事業開始)	

(別添 1 : 事業一覧)

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進
 —大学教育再生戦略推進費—

令和 7 年度予算額 (案) 122 億円

■次代を牽引する高度専門人材育成拠点の形成	
○ 未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業	19 億円
○ 半導体人材育成拠点形成事業	6 億円
■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等	
○ 卓越大学院プログラム	15 億円
○ 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業	4 億円
○ 地域活性化人材育成事業 ～SPARC～	8 億円
○ デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業	4 億円
■ 大学教育のグローバル展開力の強化	
○ 大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業	15 億円
○ 大学の世界展開力強化事業	15 億円
－ アジア高等教育共同体 (仮称) 形成促進	(3 億円)
－ インド太平洋地域等との大学間交流形成支援	(2 億円)
－ 米国等との大学間交流形成支援	(5 億円)
－ EU 諸国等との大学間交流形成支援	(1 億円)
－ グローバル・サウスの国々との大学間交流形成支援	(3 億円)
■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進	
○ 高度医療人材養成拠点形成事業 (高度な臨床・研究能力を有する医師養成促進支援)	21 億円
○ 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン	9 億円
○ ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業	5 億円

※補助金事業のみを記載。

(別添 2 : 申請制限対象事業)

- 令和 6 年度に実施した事後評価の結果により、令和 7 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
平成 26 年度	スーパーグローバル大学創成支援事業
平成 30 年度	卓越大学院プログラム
令和元年度	大学の世界展開力強化事業 (日-EU 戦略的高等教育連携支援)

- 令和 6 年度に実施した中間評価の結果により、令和 7 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
令和 4 年度	大学の世界展開力事業 (インド太平洋地域等との大学間交流形成支援)

(別添3：経費の使途可能範囲)

プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等に当たって適切に管理してください。

【物品費】

①「設備備品費」

プログラムを遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できません。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本プログラムの遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

本費目は、原則として補助対象経費の総額の70パーセントを超えないでください。

②「消耗品費」

プログラムを遂行するために真に必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できません。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

【人件費・謝金】

①「人件費」

プログラムを遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、プログラムにおいて実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する教員や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター等の人件費が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

②「謝金」

プログラムを遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、学生のTAへの採用、講演等のために招聘した学識者に対する謝金（事業目的に応じて記載）等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

プログラムを遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

①「外注費」

プログラムを遂行するために真に必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則としてプログラムで購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限り、委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

②「印刷製本費」

プログラムを遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③「会議費」

プログラムを遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（酒類は除く。）などが挙げられます。

④「通信運搬費」

プログラムを遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

⑤「光熱水料」

プログラムを遂行するために直接必要な電気、ガス、水道等の経費に使用でき

ます。なお、プログラムに係る使用量が特定できる必要があります。

⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、プログラムを遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費、レンタカー代、交通費（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く）などを使用できます。

また、他の大学の機関、教員等と協力する取組について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、プログラムの遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、プログラムの遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、プログラムの根幹をなす業務については使用できません。委託費について、プログラムを遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の 50 パーセントを超えないでください。

学生支援経費（その他（諸経費）に含む）について（従前から変更あり）

- ・ 学生支援のための経費として、プログラムの実施に伴う学生の国境を越えた受入・派遣に係る①航空券、②ホテル宿泊費や宿舎借上げにかかる施設・設備使用料等、宿泊施設手配のための費用に使用することができます。これらの使用に当たっては、大学が契約主体として航空券や宿泊施設等を手配し、これに係る経費を負担した場合に限ります。なお、学生に必要な金銭等を直接給付することはできませんのでご注意ください。なお、これらの学生支援のための経費については、原則として補助対象経費の総額の 30%を超えないでください。
- ・ 契約主体にかかわらず、日本及び渡航先における受入/派遣学生の国内移動に係る交通費や乗車回数券等には使用できません。